

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

山武北山建設株式会社
青森県黒石市大字浅瀬石字清川242-9

2. 指名停止措置期間

平成25年10月3日から平成26年1月2日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

山武北山建設株式会社は、平成25年3月28日付けで東北地方整備局津軽ダム工事事務所と契約した「津軽ダム村道付替瀬の上線改良工事」において、工期内の完工が困難になったとして、平成25年8月5日付けで工事履行不能の申し出をし、平成25年8月9日付けで契約を解除された。このことにより、東北地方整備局から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾・空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するとして、3ヶ月間の指名停止を受けている。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については3ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070